

施設利用規程

本規定は、セルフエステサロン「エスプラ」管理部（以下「当社」といいます。）が運営管理するエスプラの各施設（以下、各施設を総称して「本施設」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第1条（当社の提供するサービス）

当社は、次条に定める会員に対して、本施設のスペース及び本施設内の美容用品を時間貸するサービスを提供いたします。

第2条（会員）

- 当社が本施設の利用を承認した方を会員といい、会員の種類は各施設ごとに定めます。
- なお会員の種類の廃止、利用条件については当社の判断により自由に変更することができるものとします。

第3条（入会資格）

本施設の会員は、次の各号全部に適合する方に限ります。ただし、当社は、次の各号の事由によらず、入会に適さないと判断した方が会員となることを拒むことができます。

- 本施設の目的と趣旨に賛同し本規定、その他の当社の定める規則を遵守できる方
- 健康状態に異常がなく、医師からエステを禁止されていない方
- 成年被後見人、被保佐人または被補助人ではない方

- (4)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではない方
- (5)年齢13歳以上であること。ただし、18歳未満の場合には、入会に際し保護者の同意を当社所定の書類にて得た方に限ります。この場合保護者は本規程に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (6)過去に会員から除名となっていない方、過去に会員として在籍していた際の会費及び諸料金を滞納していない方

第4条(入会手続き)

入会手続きについては以下の通りとします。

- (1)本施設の利用を希望される方は、申し込み専用の iPad で所要事項を入力し、当社所定資料を提出して入会申込手続きを行い、当社が定める入会金、入会日の属する月の日割り分と翌月の一ヶ月分の会費、及び事務手数料を納入して頂きます。
- (2)会員資格は、前号に定める事項の全部を完了し、当社の審査を経て、当社の承認を得られたときに発生します。

第5条(入会金)

1. 入会金は、当社が別途定める金額とします。
2. 一旦支払われた入会金は理由の如何に関わらず返金いたしかねます。ただし、入会申込に際し行う会員資格の審査において、当社が承認しなかった場合は、全額を返金いたします。

第6条(会費)

会費は当社が別に定める額とし、会員は当社が定める方式により会費をお支払いいただきます。

尚、会員制サロンですのでご利用のない月も会費のお支払いは必要になります。

第7条(会費の返金)

一旦支払われた会費は、理由の如何に関わらず返金いたしかねます。

第8条(利用資格)

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

- (1) 飲酒、体調不良等により、正常な施設利用ができないと当社が判断した方
- (2) 刃物等危険物をお持ちの方
- (3) その他第3条の各号のいずれかに違反するまたは違反するおそれがあると当社が判断した方

第9条(施設利用)

1. 会員はその種類に応じ本施設を利用できます。利用範囲については別途定めません。
2. 当社は本施設の一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。
3. 当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。特に、一部時間帯において他のお客様による施設の利用状況により、お客様による施設利用を一時的に制限し、お待ちいただく場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
4. 当社は、下記の事由により本施設の利用を制限することができます。
 - (1) 施設の改修、点検を行うとき
 - (2) 当社の主催する特別行事を開催するとき
5. 会員は、当社が定める休業日においては、本施設の利用はできません。
6. 当社は、本施設の防犯管理上、本施設内にモニターを設置しております。

第10条(施設利用上の注意事項)

1. サロン内では電話や話し声などは他のお客様のご迷惑になりますので、ご遠慮ください。
2. マシン使用中に携帯電話や iPad 等電子機器その他の所持品の故障があった場合、当サロンに故意過失がある場合を除いて、当サロンでは一切責任を負いません。

3. 貴重品はお客様ご自身で管理してください。盗難・紛失等があった場合、当サロンに故意過失がある場合を除いて、当サロンでは一切責任を負いかねます。

第11条(会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は、会員資格を第三者に譲渡または名義変更すること、並びに担保の差入等の処分をすることはできません。

第12条(会員資格の喪失)

1. 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。
 - (1)退会したとき
 - (2)死亡したとき
 - (3)第3条に定める会員資格に適合しなくなったとき
 - (4)第13条により除名されたとき
2. 会員資格の喪失時期は、前項第2号、第3号及び第4号については会員が該当したその時、前項第1号については、第14条に記載する退会時期となります。

第13条(除名)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員を除名できます。
 - (1)入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
 - (2)本規定、細則その他当社の定める規則に違反したとき
 - (3)本施設又は、当社の名誉又は信用が傷つけられたとき
 - (4)他の会員との協調を欠き、その他の設備の管理運営の秩序を乱したとき
 - (5)本施設の設備等を故意に損壊したとき
 - (6)会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
 - (7)入会後に第3条、第8条に適合しない事由が判明したとき
 - (8)その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
 - (9)本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき

(10)本施設の利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして当社・従業員を著しく困惑させたとき

(11)当社が本施設の運営上必要と認めたととき、その他やむをえない事由があるとき
2. 前項により除名されたとき、会員は、当社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行うことはできません。

第14条(ご退会方法)

1. 身分証を持参してご来店していただき、所定の手続きを経て、退会手続き月の翌月末日に退会完了致します。

(例)4月末での退会ご希望の場合

3月31日(3月31日が休館日の場合はその前営業日)までにご来店頂き所定のお手続きを行なって頂きますと、4月末にて退会となります。

2. 会員が退会するにあたり、滞納している会費等がある場合は直ちに残金及び各支払日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。会員は、退会後も支払義務を負うものとします。

3. 本施設のマシンを利用したこと起因して皮膚かぶれ等の異常が生じたことが、当該マシン利用日から10日以内に受診して作成された診断書によって確認できる場合には、会員は、同診断書をご提出いただくことを条件として、退会することができます。この場合、診断書の提出及び退会届の提出が10日までに確認できる場合にはその月の末日に退会でき、退会月後の会費は発生いたしません。

第15条(遅延損害金)

会員は、当社に対し、会費、その他諸費用について各期日までの支払を怠った場合には、各支払日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を負うこととなります。

第16条(ビジター)

当社は、会員以外の方(以下ビジターといいます)に本施設を利用させることができます。ビジターの利用料に関しては別途定めます。

第17条(所属店舗の転籍)

転籍(移籍)は受け付けております。具体的な方法については、スタッフまでお尋ね下さいませ。

第18条(プラン変更)

所定の手続きを経て変更後、即変更後の会員区分にて利用できるものとします。その際、会員区分が下位のプランに変更する場合は会員区分変更1回につき手数料1,000円(税抜)をお支払いいただきます。

第19条(運営管理)

当社は次の各号に基づき、本施設の運営管理を行います。(1)本施設の運営管理は当社の責任において行います。

(2)当社は本施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じ変更することができます。

第20条(諸規則遵守)

1. 会員及びビジターは本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに当社が別に定める規則に従うものとします。
2. 会員及びビジターは、本施設の提供するマシンの使用にあたり、それぞれ当社が規定する使用上の注意事項を遵守することとします。
3. マシンの使用に伴うトラブルその他の事故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会員は、当社に対し、相当因果関係の範囲における損害賠償を請求することができます。

第21条(休業日)

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検、修理、施設の改装、並びに当社が別途定める日を休業日とします。

第22条(営業時間)

各施設の定める営業時間とします。

第23条(当社の免責)

会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし当社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故については、相当因果関係の範囲における損害賠償を請求することができます。

第24条(会員の責任)

会員が本施設の利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。

第25条(諸料金の変更)

1. 当社は、入会金、会費、利用料等を、社会、経済情勢の変動を勘案して改定することができます。
2. 当社は入会金・会費・利用料を改定する場合には、改定月の2ヶ月前までに会員に告知します。

第26条(変更届)

会員は、氏名・住所・連絡先などに入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに当社に変更届を提出するものとします。

第27条(閉鎖又は利用制限)

1. 当社は、次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時にすべての会員と契約を解除することができます。あらかじめ予定されている場合には、本施設の全部を閉鎖する旨は三ヶ月前までに、その他の場合には一ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

(1)当社が重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき

(2)当社が解散あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき

(3)当社の主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき

(4)当社が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき

(5)当社が監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

(6)前各号のほか、本施設の利用を継続しがたい事由が生じたとき

2. 前項の場合、会員は、相当因果関係の範囲における損害賠償を請求することができます。

3. 当社は、第1項に基づき本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で、会員が本施設を利用できる処置を講じます。

第28条(個人情報保護)

当社は、個人情報の取扱いに関する個人情報保護に関する方針を策定し、遵守するとともに、会員の個人情報をより安全、適切に取り扱います。

第29条(細則等)

本規定に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第30条(本規程の改正)

1. 当社は、必要に応じて本規程及び細則等の改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
2. 当社は前項により規程等を改正するとき、改正の一ヶ月前までに会員に告知します。

第31条(告知方法)

本規程における会員への告知方法は、本施設内への掲示と当社のホームページへの掲示、その他 SNS での発信、LINE 等のメッセージアプリでの告知とします。

セルフエステサロン「エスプラ」管理部(Lead 株式会社)

発行 ver1.00 2018 年 12 月 10 日

更新 ver1.01 2019 年 5 月 6 日

更新 ver1.02 2019 年 6 月 13 日

更新 ver1.03 2019 年 8 月 22 日

更新 ver1.04 2020 年 2 月 25 日

更新 ver1.05 2021 年 3 月 12 日

更新 ver1.06 2021 年 7 月 8 日

更新 ver1.07 2021 年 11 月 1 日